第十七条の二の四　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第九項に規定するもののほか、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　新型コロナウイルス感染症に対応した仕事と育児との両立の推進に資する職場環境の整備に関する取組（イ又はロの有給休暇を与えるための制度の整備を除く。）を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該規定に基づき、有給休暇を取得させた事業主

ロ　（略）

二　前号イ又はロの有給休暇を取得した被保険者一人につき十万円（当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

２・３　（略）

第十七条の二の五　削除

第十七条の二の四　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第六項に規定するもののほか、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　新型コロナウイルス感染症に対応した仕事と育児との両立の推進に資する職場環境の整備に関する取組（イ又はロの有給休暇を与えるための制度の整備を除く。）を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロ並びに次条第二項第一号イ及びロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項及び次条において同じ。）を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該規定に基づき、有給休暇を取得させた事業主

ロ　（略）

二　前号イ又はロの有給休暇を取得した被保険者一人につき五万円（当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

２・３　（略）

第十七条の二の五　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。

２　新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者が、小学校等のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

ロ　その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

(1)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと

(2)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること

(3)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること

二　前号イ又はロの有給休暇に係る者一人につき、前号イ又はロの事業主が支払つた賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が、八千三百五十五円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）